

第2節 地域の目指す姿(基本理念)の実現に向けた枠組み

次の枠組みで基本目標を掲げ、地域の目指す姿の実現を目指します。

続く「第2部 各論」において、「主要施策」の具体的内容とその評価方法等を記載します。

基本理念	基本目標	主要施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう支え合うまち</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">御船</p>	1	<p>生涯にわたって健康を保ち、地域で活躍できるまち</p> <p>評価指標： ① 介護(予防)給付・総合事業総額 ② 笑いの頻度 ③ 閉じこもり割合 ④ 主観的健康観 ⑤ 主観的幸福感 ⑥ 要介護認定率 ⑦ 週1回以上の社会参加の状況 ⑧ 生きがいのある人の割合</p> <p>1-1 介護予防 1-2 生活習慣病等の発症予防と重症化予防 1-3 ボランティア活動による社会参加 1-4 栄養状態のコントロール 1-5 介護予防へのアウトリーチ</p>
	2	<p>認知症を予防し、認知症になっても幸せに暮らせるまち</p> <p>評価指標： ① 「認知症への対応」に係る介護不安の割合 ② 要支援・要介護認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者の割合 ③ 認知症病棟長期入院者数</p> <p>2-1 認知症への理解を広げる 2-2 認知症予防 2-3 権利擁護</p>
	3	<p>医療と介護が連携し、住み慣れた地域ですっと安心して暮らせるまち</p> <p>評価指標： ① 施設での死亡率(老健施設を除く) ② 自宅での死亡率(自死を除く) ③ 退院後のADL低下者割合</p> <p>3-1 日常療養と退院後の介護予防強化 3-2 急変時及び看取り体制の構築</p>
	4	<p>どの地域に住んでいても、安心できるまち</p> <p>評価指標： ① 「外出の付き添い・送迎」に係る介護不安の割合 ② 週1回以上外出する人の割合 ③ 情緒的サポートをくれる相手がいる人の割合 ④ 手段的サポートをくれる相手がいる人の割合 ⑤ 十分な食事、住む場所、生活の安全について、不安に思う割合</p> <p>4-1 移動手段の確保 4-2 高齢者の見守り</p>
	5	<p>安定した質の高い介護サービスで、自宅で安心して暮らせるまち</p> <p>評価指標： ① 在宅サービス受給者1人あたりの給付月額 ② 訪問介護利用者1人あたりの訪問介護提供時間 ③ 「排泄」に係る介護不安の割合</p> <p>5-1 介護給付の適正化 5-2 在宅介護負担の軽減</p>

基本目標概要

介護予防や健康増進、社会参加の促進をベースに、身体的・精神的・社会的健康が網羅された健康寿命の延伸を目指すもの。

評価指標の設定にあたっては、それらをバランスよく評価し、かつ本人の生活実感に重きを置くことを目指している。また、社会参加について、地域住民が自らの役割をもつことによる生きがいづくりを促進する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)の基本理念に沿いつつ、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる社会の実現を目指すもの。

加えて、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という2つの認知症予防の観点で目標設定を行うもの。

医療と介護の連携に関する目標。

入退院を繰り返しても、身体機能を著しく低下させることがないよう、医療と介護が連携した切れ目のないケアによる自立支援の充実を図るもの。

また、「人生の最期をどこで、どのように迎えるか」という選択に際し、本人の意思が十分に反映された看取り体制の構築を図る。

地理条件や、社会資源の地域差等を考慮し、中山間地域でも介護予防に資するサービスにアクセスが可能となり安心して日常生活を送ることができる生活環境を目指すもの。

特に、地域での支え合いによるソーシャルサポートの充実を目指す。

また、住んでいる地域による健康格差の縮小のために介護予防等への取組を充実させる。

生活に伴う不安の解消等、個々の人の生活実感に寄り添う体制に関して目標を設定する。

※ ソーシャルサポートとは、周囲の人々から与えられる物理的・心理的支援の総称。

自宅での生活を基本とする住み慣れた地域での自立した生活の継続を目指すもの。

家族介護支援や、生活支援サービスの拡充を基軸とするインフォーマルサービスの拡充を図ることで、介護負担の軽減はもとより、訪問介護現場の負担軽減により人材不足を緩和する。

加えて、リハビリテーション専門職等をはじめとする専門的知見を活用した介護給付費の適正化を継続して実施することで、自宅における介護サービスの質の向上を図る。